

60	福祉保健局	こども基本条例を踏まえた施策の推進		
事業概要	<p>【「こども基本条例」に関する理解促進事業】 子供や保護者等に対し、条例の内容を分かりやすく伝え、子供の意見表明や地域社会等への参加促進、子供の権利擁護に関する理解促進を図る。</p> <p>【「こども基本条例」を踏まえた新たな取組（子供家庭支援区市町村包括補助事業）】 身近な区市町村において、子供の権利を尊重し、擁護するための取組が進むよう、子供の意見表明や参加を促進する取組・子供の権利擁護に関する取組を行う区市町村を支援する。</p>			
これまでの経過	<p>【「こども基本条例」に関する理解促進事業】 子供自身が条例の内容を理解できるよう、年齢や発達段階に応じた普及啓発のためのハンドブックの作成に向けての準備。また、多様な媒体の活用など効果的な情報発信の手法を検討。</p> <p>【「こども基本条例」を踏まえた新たな取組（子供家庭支援区市町村包括補助事業）】 多くの区市町村でこの取組が進むよう、具体的な取組事例を示しながら、区市町村に内容を説明し、意見を聴取。</p>			
現在の進行状況	<p>【「こども基本条例」に関する理解促進事業】 子供の権利に関わる学識経験者や、広報に関して知見を持つ有識者が参加する編集・検討委員会を設置するとともに、子供の意見を取り入れるため、都内在住・在学の小・中・高生を対象に、ハンドブックの編集に取り組む「こども編集者」を募集し、子供たちが参加する編集会議を開催。 「こども編集者」がハンドブックの構成やイラスト、言葉等について様々な意見を出し合い、令和5年3月にハンドブックが完成。デジタルブックを作成し、ホームページに公表。</p> <p>【「こども基本条例」を踏まえた新たな取組（子供家庭支援区市町村包括補助事業）】 第1回・2回協議に12自治体から申請があり、受け付けた申請内容を審査後、内示。</p>			
今後の見通し	<p>【「こども基本条例」に関する理解促進事業】 ハンドブックの作成など、条例の普及啓発に関しては子供政策連携室に移管。</p> <p>【「こども基本条例」を踏まえた新たな取組（子供家庭支援区市町村包括補助事業）】 令和4年度に内示を行った12自治体の取組実績に係る報告内容について審査予定。</p>			
問合せ先	福祉保健局 少子社会対策部	計画課	電話	03-5320-4138